

審 査 基 準

基準の名称			
法 令 等 名	根 拠 条 項	許 認 可 等 ・ 処 分 の 概 要	
港湾法施行条例	第 7 条	占用料等の減免	
基 準 の 内 容			
水域（公共空地）の占用料等の減免審査基準			
港湾法施行条例第 7 条に規定する占用料等の減免を受けようとする者は、当該許可申請と同時に減免申請書を提出しなければならない。			
減免対象とできるのは次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ許可をしてはならない。			
(1) 申請者が国又は地方公共団体で構成されている組織である場合			
(2) その他知事が特別の事由があると認める場合			
標準処理期間 2 0 日（経由期間がある場合については 3 0 日）			